

鳥羽市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年 5月25日

鳥羽市監査委員 中 村 徳 久
鳥羽市監査委員 瀬 崎 伸 一

記

監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	令和 7年 6月25日 ～ 令和 7年11月 4日	
結 果 区 分	指摘事項〔是正・改善事項〕	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
健康福祉課 生活支援係	保健福祉センターの消防設備点検は、契約依頼時期の遅延により本来年2回実施すべきところ、当該年度は年1回の実施となっていた。消防用設備等の点検は、施設の安全確保および火災等の被害軽減に直結する重要な法定業務であることから、関係法令等に基づき適正に実施されたい。また、点検の実施計画の明確化、担当者の引継ぎの徹底、委託契約・発注時期の適正化等により、再発防止に取り組まされたい。	今後は、センター管理の年間業務一覧表を作成し、係内での定期的な遂行状況確認を実施し徹底したスケジュール管理を行うこととします。 また、消防点検の契約時期を7月起点として、年2回の点検が実施できるように全職員で再認識し、契約事務の遅延がないように業務を遂行し、再発防止に取り組みます。